

救護施設 神ヶ谷園 管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、救護施設神ヶ谷園（以下「神ヶ谷園」という。）の管理及び運営について定めがあるもののほか必要な事項を定める。

(事業の方針)

第2条 神ヶ谷園は、入所者に対し生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づき必要な指導、養護等を行い、もって入所者の生活の向上及び安定を図ることに努めるものとする。

(入所手続)

第3条 保護の実施機関は、神ヶ谷園に入所の委託をするときは入所委託書に次に各号に掲げる書類を添えて施設長に提出しなければならない。

- (1) 保護台帳の写し
- (2) ケース要約記録
- (3) 戸籍謄本
- (4) 健康診断書

(入所の可否)

第4条 施設長は、前条の規則により入所の委託を受けたときは入所の可否を決定し、その結果を当該保護の実施機関に通知しなければならない。

(職員)

第5条 神ヶ谷園に次の職員を置く。

- (1) 施設長 1 人
- (2) 事務員 2 人以上
- (3) 嘱託医師 2 人
- (4) 生活指導員 1 人以上
- (5) 看護師 1 人以上
- (6) 栄養士 1 人
- (7) 介護職員 18 人以上
- (8) 介助員 1 人以上

第6条 職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 施設長は、理事長の命を受けて事務を掌理し所属職員を指揮監督する。
- (2) 事務員は、施設長の命を受けて事務に従事する。
- (3) 医師は施設長の命を受けて医務に従事する。
- (4) 生活指導員は、施設長の命を受けて生活指導の業務に従事する。
- (5) 看護師は、施設長の命を受けて保健衛生の業務に従事する。
- (6) 栄養士は、施設長の命を受けて栄養管理の業務に従事する。

(7) 介護職員は、施設長の命を受けて介護の業務に従事する。

(8) 介助員は、施設長の職務を補佐する。

(生活指導)

第7条 入所者は、園内での共同生活の円滑な運営及び公共の福祉に反しない限りにおいて、個人として十分尊重された生活をする事ができる。

2 入所者に対する生活指導については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 入園したときは、心身の状態、性格等身上に関する調査を行い、これを記録すること。

(2) 面接は月1回以上行い、身上又は処遇上の問題について入所者から申出があったときは、その都度対応すること。

(3) 入所者の起床・就寝及び食事の時間は次のとおりとする。ただし、施設長が必要があると認める者については、この限りではない。

起床の時間	就寝の時間	食 事 の 時 間		
		朝 食	昼 食	夕 食
午前6時00分	午後9時00分	午前7時00分から 午前8時00分まで	午前11時30分から 午後0時30分まで	午後5時30分から 午後6時30分まで

(給食)

第8条 入所者に対する給食については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 1週間分の献立表を作成し、食堂に掲示して入所者に知らせること。

(2) 常に入所者のし好を採り入れて調理するとともに、必要な栄養が確保されるようにすること。

(3) 病人の食事は、医師の指示に従って調理すること。

(4) 給食用器具は、常に清潔にし使用後は必ず消毒すること。

(保健衛生)

第9条 入所者の保健衛生については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 健康診断は、入所時及び年2回以上実施すること。

(2) 被服及び寝具は、常に清潔にし破損したときは直ちに補修すること。

(3) 入浴は週2回以上、整髪は月1回以上実施すること。

(4) 入所室及び食堂は月1回以上、便所は週1回以上消毒すること。

(5) 園舎内外は、常に清潔にし、年2回以上大掃除を実施すること。

(医療的処遇)

第10条 入所者に対する医療的処遇については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 内科診察は毎月2回、精神科診察は4週に1回行うほか、必要に応じて行うこと。

(2) 診断の結果、静養が必要であると認めた者は、静養室において静養させること。

- (3) 診療用器具は、常に整備しておくこと。
- (4) 診療室及び静養室は、常に清潔にし、月2回以上消毒すること。

(作業)

第11条 施設長は、入所者の健康状態、年齢、能力等に応じて強制にならない程度内において軽度の作業をさせることができる。

2 作業により収益が生じたときは、入所者にその全てを還元しなければならない。

(教養娯楽)

第12条 施設長は、新聞、雑誌、図書、テレビ、ラジオ、その他教養娯楽用品を入所者に利用させるとともに、講話、演芸、レクリエーション等を適宜実施するものとする。

(日用品等の支給)

第13条 施設長は、入所者に対し必要な日用品及びし好品を支給するものとする。

(死亡者の取扱い)

第14条 施設長は、入所者が死亡したときは死亡の日時、病名等を記録し、身元引受人又は家族に通知して遺体を引き渡すものとする。この場合において、施設長は入所を委託した保護の実施機関にその旨を通知するものとする。

(入所者が守るべき規律)

第15条 入所者は、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導又は指示に従い、団体生活の秩序を保ち、相互の親和に努めること。
- (2) 自己の身の清潔保持に努めること。
- (3) 外出しようとするときは、その都度用件、外出先、帰園の時刻等を申し出て施設長の許可をうけること。
- (4) みだりに給食以外の飲食又は火気の使用をしないこと。
- (5) 外来者と面会しようとするときは、その都度施設長の許可を受けること。

(費用の徴収)

第16条 施設長は、入所者のうち法の規定による保護費又は施設事務費の全部又は一部を自己負担するものについては、別に定めるところによりこれを徴収しなければならない。

第17条 施設長は、災害計画を立てるとともに、次の各号に定める事項を実施しなければならない。

- (1) 防火設備を常に整備しておくとともに、所轄の消防署と連絡を保ち、月1回以上避難に関する訓練を、年2回以上消火に関する訓練を、年1回以上救出に関する訓練を実施すること。
- (2) 火災、風水害、地震等により重大な事態が発生したときは、直ちに臨機の処置を講ずるとともに、施設長に報告すること。

(退園)

第18条 施設長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を委託した保護

の実施機関と連絡し退園させることができる。

(1) 退園を希望したとき。

(2) 第 15 条の規則に著しく違反したとき。

(細目)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成 29 年 12 月 24 日から施行する。